

自治体運営

分権時代に対応したまちづくり

第1節 市民自治のまちづくり	28
第2節 行政運営	30
第3節 財政運営	32
第4節 広域連携	34

市民自治のまちづくり

現況と課題

地域主権一括法により、基礎的自治体への権限の移譲が進められ、自治体の事務に対する法令による義務付け・枠付けの見直しが行われています。これにより、自治体の事務に関する判断がより自主的に行えるようになってきました。こうした中で、地域のことを地域の負担と責任に基づいて決定するためには、市民の理解と参加による行政の運営が必要となります。そのため、まちづくりに関する情報を市民と共有し、市民参加と協働によるまちづくりを進めることが必要です。

市民自治によるまちづくりを実現するため、自治基本条例のまちづくりの精神に基づいた市政運営の体制整備を推進します。

基本目標

自主・自立の自治運営体制を築くため、情報共有、市民参加、協働を原則とした市民自治によるまちづくりを推進します。

施策の体系

市民自治の
まちづくり

- 1 情報共有
- 2 市民参加
- 3 協働

主要施策

1 情報共有

- (1) 市民生活やまちづくりに関する情報を、わかりやすく、かつ、的確に伝えるため、広報紙や情報公開コーナーなどを利用した紙媒体による発信とあわせて、ホームページなどインターネット情報の充実を図り、広報機能の向上に努めます。
- (2) まちづくりや市政に関する情報は、市民説明会、出前講座といった多様な方法を工夫するなど、情報提供の充実に努めます。
- (3) パソコン機器の長期更新計画を策定し、費用の平準化を図るとともに、情報技術の進歩や市民要望の多様化に対応した、より効率的で安定的なシステムを構築します。
- (4) 電子申請については、公共施設の利用予約を検討するなど、市民の利便性の向上に向けて対象業務を拡大します。
- (5) 行政情報に関するセキュリティの充実を図るとともに、本市が取り扱う個人情報についての保護対策を徹底し、個人情報保護制度の充実を図ります。

2 市民参加

- (1) 施策や事業の性質に応じて、審議会、意見交換会、説明会など適切な方法により市民からの意見を求め、市民参加によるまちづくりに努めます。
- (2) 地域の問題やまちづくりについて広く市民の声を聴き、市民と一体となった市政を進めるため、まちかどミーティングの開催など、様々な方策により広聴機能の充実に努めます。
- (3) 市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、(仮称)住民投票条例を制定します。

3 協働

- (1) 市民だけでは解決することができない公共的な課題に対して、市民と協力して課題の解決に当たる協働の取組を進めます。
- (2) 協働の担い手となる市民活動団体などの自主的・自立的な活動を尊重しながら、協働を育成するための条件を整備します。

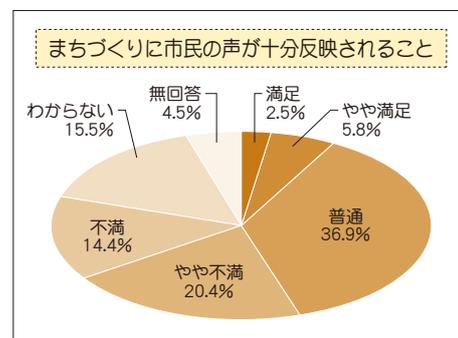
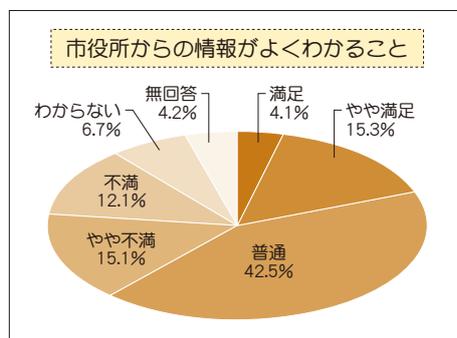
主な事業

- ホームページ等の充実化
- 苫小牧市地域情報化計画改訂
- (仮称)住民投票条例の制定
- 市民協働ガイドラインの策定

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「市役所からの情報がよくわかること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	15.0%	19.4%	23.0%
「まちづくりに市民の声が十分反映されること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	8.1%	8.3%	8.5%
ホームページへのアクセス数	557,915件	630,045件※	650,000件
公募委員が参加している各種審議会等の数 (条例により設置された審議会等)	13/37機関	19/39機関※	21/39機関
協働型の事業の実施状況	7事業	10事業※	25事業

※ H23年度実績



行政運営

現況と課題

多様な公共サービスに対する市民ニーズが高まる中で、厳しい財政状況のもと、限られた財源での経済的で効果的・効率的な行政運営が求められます。

多様化・高度化する公共サービスの提供については、民間委託などにより民間の活力を活用して効果的・効率的に行い、多様な主体によって「公共」の役割を担っていく必要があります。

また、質の高い公共サービスを提供していくためには、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図るとともに、常に地域や市民のニーズに応えることができるよう、その組織機構を簡素で機能的なものに改革し、職員もそれに見合った適切な人数となるよう管理する必要があります。

同時に、分権時代に対応でき、社会変化に応じた行政運営を担うことができる職員を育成するため、その能力を最大限に引き出すための人事管理を進めていかなければなりません。

さらに、老朽化対策が課題となっている公共施設については、その必要性も含め継続的に検討し、計画的に取組を進める必要があります。

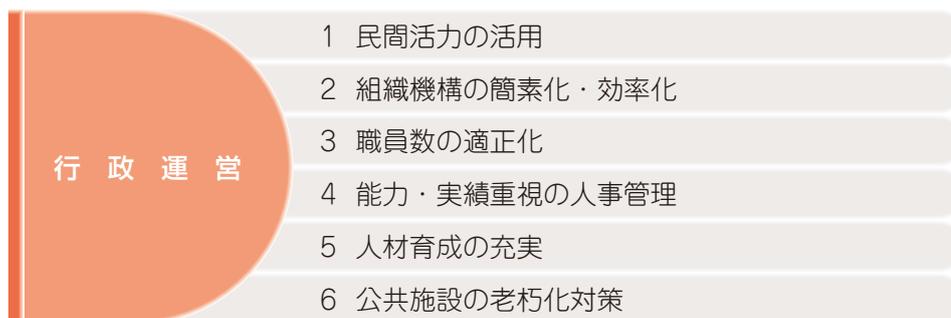
基本目標

「民間に委ねられる部分は民間へ」を基本として、可能な分野については、民間活力を積極的に導入し、公共サービスの充実を図ります。

今後の行政課題の変化や職員の年齢構成の推移などに注視しながら、本市の実情にあった適正な定員管理と組織づくり、行政運営を担う人材育成に努めます。

公共施設の在り方についての検討を踏まえ、計画的に取組を進めます。

施策の体系



主要施策

1 民間活力の活用

- (1) 民間による経済的で効果的・効率的な実施が期待できる分野や施設について、民間委託の推進と指定管理者制度の導入に努めます。

2 組織機構の簡素化・効率化

- (1) 新たな行政課題や組織横断的な課題に的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織機構を整備します。

3 職員数の適正化

(1) 職員配置適正化方針に基づき、本市の実情にあった適正な職員数となるよう管理します。

4 能力・実績重視の人事管理

(1) 職員の能力や実績を重視し、人事評価制度の実施など、長期的な人材育成を視野に入れた人事管理制度の構築を図ることにより、職員へのインセンティブをよりいっそう高め、公務能率を向上させます。

5 人材育成の充実

(1) 人材育成基本方針に基づいて職員研修を行うとともに、適材適所の人事配置に努め、政策形成能力、法務能力、マネジメント能力など分権時代の職員に求められる能力の向上と職員の意識改革を図ります。

6 公共施設の老朽化対策

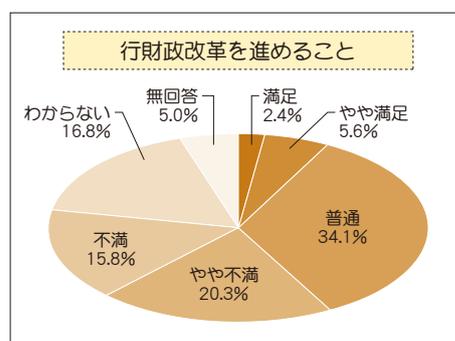
(1) 公共施設の在り方についての検討を踏まえ、具体的な考え方を整理し、計画的に取組を進めます。

主 な 事 業

- 民間委託などの推進
- 組織機構の改革・職員数の見直し
- 人事評価制度の実施
- 公共施設の計画的な改修等の推進

評 価 指 標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「行財政改革を進めること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	8.2%	8.0%	10.0%
職員数	1,930人	1,803人	簡素で効率的な組織 に見合った職員数



財政運営

現況と課題

景気は東日本大震災からの復興に対する需要などにより回復基調にあるものの、欧州の財政金融危機や円高、デフレなど不安定要素があり、歳入の根幹である市税収入が伸びない状況にあります。そのような中であっても、多様化する市民ニーズに的確に応えていくためには、より一層の効率的で効果的な財政運営が求められます。

これまでも「財政健全化計画」と「行政改革プラン」を着実に実行し、行財政改革に取り組んできました。今後は、更に強固で安定した財政基盤を確立するためにも、引き続き健全化に取り組む必要があります。

基本目標

安定した財政基盤の確立に向け、効率的で効果的な財政運営に努めます。

施策の体系

財政運営

1 効率的な財政運営

主要施策

1 効率的な財政運営

- (1) 財政指標の管理を数値目標から一定の幅の中での管理とし、健全性を確保しながら計画的な財政運営に努めます。
- (2) 事業内容を常に精査し、スクラップアンドビルドを積極的に実施するなど限られた財源で最大の効果を得よう効率的な執行に努めます。
- (3) 市税の適正な賦課と公平性の観点からも収納率の向上に努めるとともに、自主財源の充実を図り財源確保に努めます。
- (4) 職員一人ひとりが財政指標の数値を理解し、更なるコスト意識を持って経費節減を図ります。
- (5) 特別会計、企業会計については、独立採算の原則を基本とし財源確保に努め、効率的な財政運営を行い更なる資金収支の改善に努めます。

主な事業

- 予算・決算・資金計画事務
- 起債管理関係事務
- 市税賦課徴収事務

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
経常収支比率 経常的な収入(地方税、普通交付税等)に対する経常的な支出(人件費、扶助費、公債費等)の割合をいいます。この割合が低いほど財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できるようになります。 (基準年度：18年度、H24年度：健全化計画数値)	91.6%	89.6%	89.5% ∩ 87.0%
公債費比率 毎年度の支出全体に占める公債費の割合から、地方債の発行の状況を判断するためのものです。この比率が高いほど、財政状況の硬直化が進んでいることとなります。 (基準年度：18年度、H24年度：健全化計画数値)	19.2%	17.5%	17.0% ∩ 15.5%
実質公債費比率 公共団体健全化法では25%以上が早期健全化団体、35%以上が再生団体になります。 (基準年度：18年度、H24年度：健全化計画数値)	17.5%	10.6%	13.0% ∩ 10.5%



広域連携

現況と課題

道路交通網や高度情報通信技術の発展により、通勤・通学・通院や日用品の買い物にいたるまで、生活圏や経済圏が急速に広がってきています。また、地方分権が進む中、本市においても本格的な人口減少・高齢化社会を迎えようとしており、効率的な事務の共同処理や近隣自治体住民への共通した行政サービスの在り方、さらには、地域として発展していくための方策を検討していく必要があります。

このため、近隣自治体との連携をより一層強化し、地域的な結びつきを生かしながら、広域的な地域振興を進めることが必要です。

基本目標

行政サービスの向上を図り、広域的に共通する課題に対応するため、近隣自治体との連携を推進するとともに、国・道との連携強化に努めます。

施策の体系

広域連携

- 1 広域連携の推進
- 2 国・道との連携

主要施策

1 広域連携の推進

- (1) 行政サービスの向上を図るため、生活圏の拡大や地方分権などに対応した適切な方策を調査研究し、近隣自治体との連携に努めます。
- (2) 広域的に共通する課題については、近隣自治体との連携を図り、効率的な問題解決に努めます。
- (3) 近隣自治体が連携することにより、東胆振地域のブランド力を高めるとともに、交流人口の増加に努めます。

2 国・道との連携

- (1) 市民サービスの向上のため、国・道からの情報を迅速・的確に把握するとともに、それぞれの役割分担のもと、相互に協力し連携の強化に努めます。

主な事業

- いぶり次世代鉄道政策研究会 (I-next) の開催
- 東胆振地域ブランド推進計画の実施
- 苫小牧地方総合開発期成会による国・道などへの要望活動

評価指標

指 標	基準(H19)年度	H24年度	H29年度目標
「近隣市町村との連携を進めること」への市民満足度 (市民意識調査で「満足」「やや満足」と答えた人の割合)	8.2%	8.3%	15.0%
近隣市町村との連携施策等の数	17	22	27

